

# 第 1 1 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 1 1 月 6 日 ( 金 )

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第36号から第40号)  
日程第4 議事(議案第34号から第38号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出席委員(24人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	15番	水元 睦雄
16番	石庭 文男	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

### 欠席委員(1人)

14番 熊西 忠治

### 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名  
第2 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第37号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について  
報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について  
報告第 40 号 農地法等第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 37 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について  
議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について

#### 事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二  
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

主 任 福井 健太

#### 会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

#### 議長（舟木会長）

ただいまから、第 11 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。  
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

#### 議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「24 番 竹島委員」「25 番 佐伯委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

#### 会 期 の 決 定

#### 議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。  
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

（報告第 3 6 号の説明）

議長（舟木会長）

報告第 3 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第 3 7 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 3 7 号農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出の受理  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第38号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理  
について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いた  
しましたので、ご了知をお願いします。

(報告第39号の説明)

議長(舟木会長)

報告第39号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理につい  
て議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第40号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第40号 農地法第18条第6項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第34号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の7ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第34号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番・2番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第35号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第35号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第35号を議案書をもとに朗読】

1番は納屋としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については私舟木より説明します。

舟木会長

議案第35号の1番について説明します。  
申請人は 地内で農業を営んでいます。  
このほど、農機具格納庫の敷地が田であることが判明し、相談したところ、農地転用許可を必要であることがわかりました。  
申請者自身、農地法についての知識がなかったこととはいえ、無断転用となっていたことを十分に反省し、一刻も早く是正をするため、今回始末書を添えて申請をされたものです。  
今回の申請は農業に供する施設であり、転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第35号について説明します。  
1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。  
転用目的は納屋と農業用施設であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。  
議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）



議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第35号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第36号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書9ページの議案第36号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第36号を議案書をもとに朗読】

1番は住宅敷地としての転用申請です。

2番は資材置場としての転用申請です。

3番は飲食店付きコンビニエンスストアとしての転用申請です。

4番は自己用住宅としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第36号の1番について説明します。

申請人は譲渡人の であり、現在、 市のアパートで夫と二人で生活しています。

本年、第一子の出産に伴い、アパートでは手狭になり、また両親の面倒のことも考え、本家に隣接する父所有の田を転用して住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番、3番については佐伯委員より説明をお願いします。

佐伯委員

議案第36号の2番について説明します。

譲受人は 地内で 業を営む法人です。

このほど、現在、資材置場として使用している敷地の一部をコンビニエンスストアの用地として借用させていただきたいとの申し入れがあり承諾しました。その代替地として既存の敷地に隣接した申請地を転用するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

引き続き議案第36号の3番について説明します。

譲受人は 市内で 業を営む法人です。

このほど、コンビニエンスストアの新規店舗敷地造成のため、国道沿いの立地条件の良い場所を検討し、土地所有者と交渉を重ねた結果、道との交差点に面し、交通量も多い今回の場所を転用することで話がまとまりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番については明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案第36号の4番について説明します。

申請人は 地内で祖父、両親、姉と3世代同居しています。今年、子供が生まれて現在の住居では手狭な状況であります。住居敷地を探していたところ、隣の方から農地を提供してもいいとの話があり、今後の家族の面倒をみるうえで最適な場所であると判断し今回申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第36号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地で、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむ

を得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は資材置場で、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は飲食店付きコンビニエンスストアであり、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、申請地が市街化傾向区域であることから、これを2種農地と判断します。集落にも接続しており、問題ないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第36号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第37号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第37号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局から求めます。

事務局(堀)

議案書10ページご覧ください。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書と資料をもとに朗読】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより調査結果について山下委員より説明をお願いします。

山下委員

さる10月9日に舟木会長、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

今回調査した対象農地は、そのほとんどが杉や竹、笹の生い茂る森林状態となっており、人力や農業用機械では耕起や整地のできない状況でした。このような状況から判断して農地に復元することは著しく困難であります

議長（舟木会長）

以上、事務局より現地確認調査の結果報告をいただきました。これより本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

議案第37号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第37号については、農地に該当しないと判断し、土地所有者あてに「非農地通知」を送付することに可決されました。

（議案第38号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第38号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第38号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第38号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第11回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時25分

## その他報告事項

### 富山県農業委員等研修大会の開催について

開催日 平成27年11月16日(月) 午後1時30分より

会場 「とやま自遊館」ホール

集合 射水市役所 布目庁舎前へ正午集合

### 農地パトロール概要報告について

### 次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 11月27日(金) 午後2時から  
射水市役所布目庁舎301号室

議長 舟木 康眞

署名委員 竹島 信義

署名委員 佐伯 瑞穂

第十一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十七年十一月九日  
至 平成二十七年十一月三十日